

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日発行)

告 示

鳥取県告示第六百八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年 十月二十五日	新田外科胃腸科医院	米子市中島 三九二の七	新田晴生

鳥取県告示第六百八十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇ 告 示

結核予防法による医療機関の指定
種畜証明書の交付

入会林野整備計画の適否の決定

漁船損害補償法第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の認可

◇ 公 告

風俗営業等取締法による聴聞の実施

◇ 正 誤

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞会の開催
行政書士試験の合格者
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則中訂正

種畜証明書番号

名 前

品 種

生年月日

産 地

血 統

父

母

級 別

飼養者住所氏名

昭四四鳥取県臨
第五号

新 田

黒毛和種

昭四三・十・一三

日野郡日南町

吉 光

まんてん二

三級

倉吉市三明寺
山口

収

第六号

宮 坂

昭四三・五・二三

倉吉市服部

第二気高

さわしげみち

倉吉市三明寺
山余戸元春

第七号	八頭栄	昭四三・七・五	八頭郡八東町	氣高	第一とよのり	八頭郡若桜町 津村嘉一
第八号	神谷	昭四三・六・八	岩美郡岩美町	第二氣高	わたなべ	智頭町 国本俊雄
第九号	竹鼻	昭四三・五・一七	"	氣高	うえふく	船岡町 上田太郎
第一〇号	第二大嶋	昭四三・五・一二	八頭郡河原町	第二氣高	ゆきひめ	若桜町 津村繁治
第一号	明石	昭四三・五・五	" 八東町	氣高	みつやま	智頭町 川本繁治
第二号	勝光	昭四三・七・一七	西伯郡岸本町	第十二氣光	ゆりひめ	西伯郡岸本町 加川潔
第三号	第三後藤	昭四三・五・二八	" 会見町	"	とし	"
第四号	春風	昭四三・五・一八	日野郡日南町	吉光	つばまさ三	西伯町 畑田則彦
第五号	第三宮倉三	昭四三・六・一	西伯郡西伯町	"	第三みやくら	大山町 船原典
第六号	弘高	昭四三・三・三〇	" 岸本町	第三氣	やまあき	"
第七号	寿二	昭四三・一・二九	日野郡溝口町	裕豊	ことぶき	日野郡溝口町 清水保五郎

鳥取県告示第六百八十七号

岩美郡国府町宮下入会林野整備組合代表者国府町大字宮下一六六番地山

本一良から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十四年十一月十八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長

に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
宮下入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十四年十一月二十五日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県庁農林部林務課及び国府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	加入区 漁船損害補償法第一百三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
境港市外江町 浜田松寿 船津 栄	外江加入区 外江漁業協同組合
縦覧期間	縦覧場所
昭和四十四年十一月二十五日から 昭和四十四年十二月九日まで	外江漁業協同組合

鳥取県告示第六百八十九号

北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（東園地区畑地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十一月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十号

江北土地改良区から申請のあつた土地改良（江北地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十一月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年十二月四日 午後一時から

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市東品治町二二一の五 山崎怜子

鳥取県公安委員会告示第五十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞当事者の住所及び氏名

元住所 鳥取市吉方七八七の一 奈良貞一

二 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年十二月四日 午後一時から

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員会室

公 告

昭和44年11月14日に実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次の

とおりである。

昭和44年11月25日

鳥取県知事	石 敬 二 朗
大谷 博文	山崎サチ江 谷 晃 大田千賀子 福永 晃雅
杉本 寛次	今村 學 永美 一雄 實守 照光 小三 田宏
村尾 義博	竹内 一男

正 誤

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和四十四年十一月鳥取県規則第六十七号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	十二	草木類	草本類

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】